

丸山家文書目録と目録作成について

- 1 本文書は、昭和 42 年、須坂市が「堀直虎公没後百年記念祭」を企画したことをきっかけに、長野市在住の丸山政夫氏から須坂市に寄贈された文書である。以来、須坂市立博物館が所蔵し、保存管理をしてきた。

明和、天明の史料と明治初年代の史料が若干含まれるが、幕末期の史料が大半を占める。

- 2 本文書の旧蔵者の丸山家は、丸山巨宰司能政・丸山舎人辰政・丸山次郎本政と親・子・孫の三代にわたり須坂藩の家老をつとめ、九代堀直皓から十三代堀直虎までの五代の藩主にそれぞれ仕えた。そのため公私にわたる藩主及び藩主一族からの書状が多く、また辞令類も多い。藩主の書状のうち、特に幕末動乱期に藩政改革を断行した堀直虎関係の書状類は、藩政に深く関わった丸山家ならではの貴重な史料である。

また丸山舎人辰政は有数の桂園派歌人として知られるが、ほかにも香道・焼物(吉向焼)・囲碁(初段)・『三峰紀聞』、『丁未茶談』の著述など、幅広い分野で活躍した文化人であった。その一面を語るものとして、香合せの記録や和歌資料がみられるのも特徴となっている。

- 3 本史料を「丸山家文書目録」として『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「084」(84 番目)に位置づけ、史料番号は「084-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

原則として須坂市立博物館の整理番号により配置して作成した。史料点数は 98 点である。

- 4 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。
 - (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料には、下記のようにその内容を略記し、() 内に内容説明を掲げた。

書状(寸衛、善光寺に行くにあたり路用の金子三両工面の依頼)

辞令(用人元席江再勤申付 拾人扶持)

- (2) 史料形態については、次のように略記した。

紙(一紙)、封(封書)、包(書状の包紙・上包)、巻(卷子本)など

- 5 本史料目録が、須坂市民をはじめ多くの地域史研究者によって活用される

ことを期待する。そして、すでに発刊されている『須坂市誌 第五巻 歴史編Ⅲ』を超えて、さらに地域の歴史に輝きを添えられることを願ってやまない。

- 6 本史料目録は須坂市立博物館のご理解とご協力を得て、須坂市文書館の専門員大塚尚三・田子修一が作成した。

2020年1月15日

須坂市文書館